

## 女性活躍推進検討委員会設置要領

### 1 趣旨

この要領は、女性活躍推進検討委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第9条に基づき、女性活躍推進検討委員会（以下「委員会」という。）に関する事務処理について必要な事項を定めるものとする。

### 2 委員の指名

委員は女性職員5～8名程度（委員長1名、局1名程度、各署1名程度）とし、自薦・他薦ある場合は、委員の指名に際し考慮することとする。なお、所属・階級・年齢・業務内容等に偏りがないようにする。

### 3 委員の任期

委員は再任されることができ、引き続き3期を超えて在任することはできない。

### 4 運営

委員長は、必要があると認めるときは、関係者を委員会に出席させることができる。

### 5 職員の意見

(1) すべての職員（休職中の職員を含む）は、委員会で検討することを目的として、要綱第2条各号に掲げる事項に関して、別記様式及び電子申請（別途周知）により、総務部人事課に随時意見を提出することができる。

(2) 提出された意見が重複するような内容の場合は、まとめて検討するものとする。

### 6 委員会の意見

委員会の意見は、原則として全会一致による具体的な施策（改善）案とする。また、必要に応じ、複数回検討できるものとする。

### 7 職員への周知

委員会の活動結果について、職員に周知するものとする。

### 8 閉会

委員会設置の目的を達成した場合、又は同目的について他の機関で効率的に検討することが可能となった場合は、委員会を閉会するものとする。

別記様式

意見書

令和 年 月 日

提出者氏名\_\_\_\_\_

(会議等での氏名の公開は行いません)

(件名)

(検討区分)

- 1 職員が安心して勤務できるハラスメントのない職場づくりに関すること
- 2 職員が能力を十分に発揮できる職場環境の整備に関すること
- 3 その他、職場環境向上のために必要な事項に関すること

(内容)

※意見提出方法：下記のいずれかによること。

- ① 人事課へメール提出（課メール宛て、人事課職員宛て、いずれも可）
- ② 全庁人事課フォルダへ提出

([N:¥40\\_消防局¥40102000\\_総務部人事課¥★★★★人事課連絡用フォルダ★★★★](#))

- \* 本フォルダはアクセスできません。意見を記入したファイルをドラッグ&ドロップでフォルダ内に格納してください。